

2012年6月22日

各位

会社名 株式会社 クラレ
代表者名 取締役社長 伊藤 文大
コード番号 3405
上場取引所 東証第一部
問合せ先 経営企画本部
IR・広報部長 島本 智之
TEL (03) 6701-1071

当社の株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）の効力発生 および特別委員会委員の選任に関するお知らせ

当社は、2012年4月26日に開催された取締役会において、本日開催の当社定時株主総会（以下「本株主総会」）において出席株主の皆様のご賛同を得て承認可決されることを条件に、2009年6月19日に導入し本日をもって有効期間が満了する当社の株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）に替えて、内容を一部変更した当社の株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」）を導入することを決定いたしました。本株主総会において本プランの導入が承認され、本日その効力が発生いたしましたのでお知らせいたします。

また、当社は、本株主総会終了後に開催された取締役会において、本プランの合理性および公正性を担保するために、本プランに定める特別委員会を設置することを決定するとともに、その委員として2012年4月26日に内定した下記の3名を正式に選任いたしましたので、併せてお知らせいたします。

記

青本 健作（あおもと けんさく）／当社社外取締役
塩谷 隆英（しおや たかふさ）／当社社外取締役
藤本 美枝（ふじもと みえ）／当社社外監査役

本プランの詳細については、当社ウェブサイトの「ニュースリリース」に掲載しております2012年4月26日付「当社の株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について」（<http://www.kuraray.co.jp/release/2012/120426.html>）をご覧ください。

以上